

広島県告示第九百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十月二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
東広島市豊瀬町小多田字中通一八二番一地从先から 東広島市豊瀬町国近字柳坪二六〇番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	七・五〇〇 七・七〇〇	延長 (メートル)
	八・三〇〇 九・三〇〇	一八〇・七〇	
	幅員		